

大宜味村農業委員会だより (7月号)

耕作された元気な畑から村の未来が見えます

7月の各種申請締切は
10日(月)です。

～農地利用状況調査(農地パトロール)実施のお知らせ～

農地利用状況調査の目的は、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見です。

農業委員・最適化推進委員が村内全ての農地をパトロールしますのでご協力をお願いします。



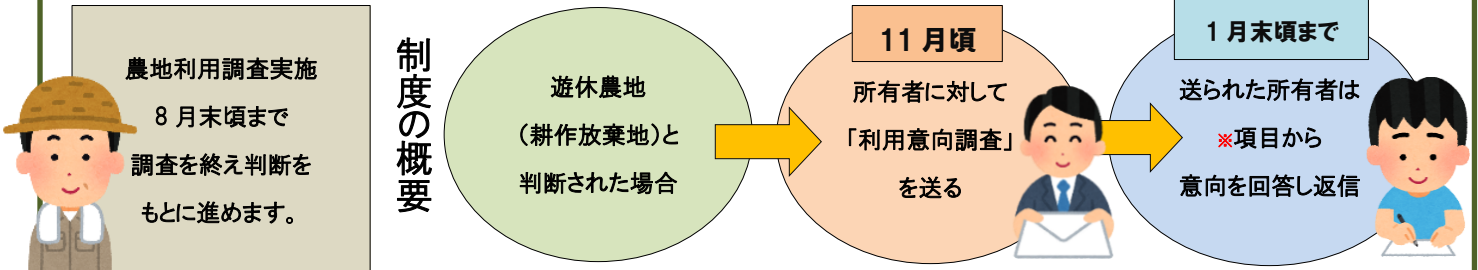
私達、第16期農業委員・推進委員で調査にまわります！



農業委員会と書かれた腕章・帽子をつけ調査号でパトロールします。



遊休農地(耕作放棄地)に関する措置の流れ



※意向調査の項目に ①中間管理事業 ②村に貸す ③自ら売る又は貸す ④自ら耕作 ⑤その他 があります。回答した調査書結果の内容によれば都道府県知事の裁定の流れになっています。(大宜味村の場合)

違法転用・不法投棄をすると

農地の無断転用には罰則があります 3年以下の懲役または 300万円以下の罰金が科せられます。



許可なく農地を潰して施設や建物等を建てる行為は違反転用になります。

農地に建物建設や資材置き場として使用する場合は農業委員会へご相談下さい。また、農地に関わらず山林原野等への不法投棄も明らかに犯罪になります。

会長・事務局長 農業委員会会長大会へ in 東京

《報告：山内典貴 会長》

5 月 27 日（月）、令和元年度全国農業委員会会長大会に参加しました。

大会で決議された議案書を直に県選出国會議員方々へ提出し、要請しました。

農地最適化の推進を中心に活動する事が求められている新体制の農業委員会のこれまでの実績報告、また、現在抱えている問題の解決を円滑に進めるための改正案等が主な内容でした。

翌日 5 月 28（火）は先進地視察研修で、山梨県甲府市農業委員会と神奈川県厚木市農業委員会へ訪問しました。

優良先進地と認められている農業委員会の、内容は法令遵守による事務処理の適正執行はもとより、その活動内容の点検評価と公表化の実行が明確に映っていました。



産業用廃プラスチックの回収について（案内）

《産業振興課より》

大宜味村産業用廃プラスチック適正処理対策協議会では不法投棄や野焼き防止、生産農家の処理費用負担軽減を目的にビニールハウスやマルチに使用したビニール、肥料袋、農薬容器等の廃プラスチックを適正に処理するため下記要領で回収を予定しています。

収集日時：令和元年 7 月 16 日（火）13:30～15:30

収集場所：JA おきなわ大宜味支店出荷場（根路 1461）

処理料金：産業用廃プラスチック 76 円、塩ビパイプ 87 円
（1kg 当たり） グラスファイバー（水タンク）119 円



（写真の様にまとめて持って来て下さい）

上記の料金に対して協議会から 3 分の 1 の助成があり、さらに JA おきなわと取引のある農家については JA おきなわから 3 分の 1 の助成があります。該当する助成分を差し引いた料金を 当日現金 で納入して下さい。



※希望者は 7 月 12 日（金）までに所定の用紙に必要事項を記入の上、協議会事務局までお申し込み下さい。

問い合わせ 大宜味村産業用廃プラスチック適正処理対策協議会
事務局（産業振興課内） ☎ 0980-44-3232 担当：山城 大地

スペースが空いたので編集長の独断でコーナー作っちゃいましたー！

記念すべき一発目は、おもしろ花言葉で日常会話で活用編（活用することは無いと思いますがストレートで言えない言葉ってありますよね、一人になりたいのになれないときにはこの花の名を叫びましょう・・・アザミ！！ 意味→私に触れないで！！

編集長独断コーナー今後もあるのかうご期待



Don't Touch Me !!

16 期第 21 回農業委員会総会結果報告 開催 5 月 24 日			
番号	議案	件数	結果
59	農地利用集積計画の承認	2 件	可
60	農地法第 3 条の許可申請について	3 件	可

編集・発行
大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477
〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地